

平成14年度予算要求通知の概要

平成13年10月22日
総務部財政課
(223-2076)

1 基本的な考え方

「財政健全化プログラム」に沿った財政構造改革の一層の推進

「今後の県政運営に係る重点施策」を中心に、限られた財源の重点的・戦略的な配分

2 予算要求に当たっての主な留意事項

(1) 要求枠に基づく予算要求

各部局において、別表の歳出区分ごとの算出基準に基づき一般財源ベースで算出した額の合計の範囲内での要求を原則とする。

(2) 事業の選択の基準

「今後の県政運営に係る重点施策」に掲げられた事業を優先する。ただし、当該事業においても、緊急性、必要性の高い事業のみを選択する。その他の事業については、ゼロベースで見直し、真に県が実施する必要があるもの以外、原則廃止。

(3) 国、市町村、民間との役割分担

社会経済情勢の変化等により県が関与する必要性が小さくなった事業などについては、廃止・縮減を図る。また、補助金及び交付金については、制度改革を含めて十分な見直しを行い、特に、県単独の任意の補助金は、原則廃止。

(4) 部局横断的な取組等の推進

部局を越えた事業の展開を図るべきものについて、部局横断的な取組を積極的に行う。また、民間企業、NPO、ボランティア団体等の他の組織との連携にも十分配慮する。

(5) 公共事業の見直し

公共事業（単独を含む。）については、社会経済情勢の変化等を踏まえた見直しを実施する。その際、循環型社会や高齢化社会などの分野への重点化を基本として、事業箇所ごとに必要性、事業効果等を十分検討する。また、費用対効果、コスト縮減等の観点から、PFI方式の導入を含め、その手法、事業規模等を検討する。

3 特別会計について

一般会計に準じて編成。特に、企業会計については、経営の合理化を推進し、計画的、効率的な運営に配慮し編成する。

4 要求書の提出期限 平成13年11月2日(金)

(別表)

歳出区分		算出基準
人件費		年間所要額
物件費		平成13年度9月現計予算額の20%減
維持補修費		平成13年度9月現計予算額の20%減
社会保障費		年間所要額
普通建設・補助		平成13年度9月現計予算額の10%減
普通建設・単独		平成13年度9月現計予算額の30%減
受託・災害復旧		年間所要額
直轄事業負担金		平成13年度最終見込額の10%減
その他消費	負担金	平成13年度最終見込額の範囲内
	交付金 補助委託料	平成13年度9月現計予算額の20%減、ただし、県税に伴う交付金については年間所要額
その他		年間所要額